

2020年7月10日

お客様各位

北海道労働金庫

令和2年7月3日からの大雨に伴う災害により被災された方への
預金等のお取引について

この度の令和2年7月3日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をこころからお祈り申し上げます。

北海道労働金庫では、令和2年7月3日からの大雨に伴う災害によって被災されたお客様に対しまして、「預金等のお取引」を以下のとおり実施することと致しますので、ご案内申し上げます。

記

1. 預金証書・通帳を紛失した場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいたうえで、預金残高の範囲内で、10万円を限度にお支払いをいたします。
2. お届出印鑑のない場合には、自署にて応じます。
3. ご事情によっては、定期預金の期限前払戻しに応じます。また、これを担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう努めます。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手についての不渡処分については、ご事情を考慮のうえ、対応いたします。
6. 汚損・損傷した紙幣および貨幣の引換えに応じます。

以上